

平成27年度予算など全議案を原案可決

平成27年第1回笠間市議会定例会が、3月3日から20日までの18日間の会期で開催されました。初日の3日は、会期の決定、請願陳情の委員会付託、提出議案の説明と議案の一部について採決が行われました。

5日は、議案に対する質疑を行い、所管の常任委員会に議案を付託しました。また、予算特別委員会を設置し、平成27年度予算の審査を付託しました。

5日、6日に常任委員会、9日、10日、12日に予算特別委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

16日～18日の3日間は、11人の議員が一般質問を行い、活発な議論が交わされました。

20日は、各委員長から議案等の審査結果報告を受け、討論、採決を行いました。請願陳情を除く全議案を可決して全日程を終了し閉会しました。

平成27年第1回笠間市議会定例会会期日程

	月 日	曜日	会 議	議 事	傍 聴 者
①	3月3日	火	本会議	開会 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由の説明 補正予算質疑・付託	3名
②	4日	水	休 会	議案調査	
③	5日	木	休 会	常任委員会の開催（補正予算審査）	
			本会議	議案質疑・委員会付託 予算特別委員会設置・付託 委員長報告・質疑・討論・採決（補正予算）	2名
④	6日	金	休 会	常任委員会（総務産業・建設土木・教育福祉）	
⑤	7日	土	休 会		
⑥	8日	日	休 会		
⑦	9日	月	休 会	予算特別委員会（第1日）	
⑧	10日	火	休 会	予算特別委員会（第2日）	
⑨	11日	水	休 会	議事整理	
⑩	12日	木	休 会	予算特別委員会（第3日）	
⑪	13日	金	休 会	議事整理	
⑫	14日	土	休 会		
⑬	15日	日	休 会		
⑭	16日	月	本会議	一般質問	39名
⑮	17日	火	本会議	一般質問	52名
⑯	18日	水	本会議	一般質問	28名
⑰	19日	木	休 会	議事整理	
⑱	20日	金	本会議	各委員会委員長報告 質疑・討論・採決（議案の一部） 閉会	14名

第1回定例会 提出議案等の審議結果（その1）

議案番号等	議案名等	審議結果	
選挙第1号	茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	当選 石田議員	★
委員会提出 議案第1号	笠間市議会委員会条例の一部を改正する条例について	原案可決	★
委員会提出 議案第2号	笠間市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	★
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	原案同意	★
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	原案同意	★
請願第27-1号	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願	採 択	
請願第27-2号	高速道路通行料金値下げに関する請願書	採 択	
陳情第27-2号	教科書採択の改善を求める陳情書	不採 択	
議案第1号	笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて	原案同意	★
議案第2号	笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて	原案同意	★
議案第3号	笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて	原案同意	★
議案第4号	笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて	原案同意	★
議案第5号	笠間市政治倫理審査会委員の選任に同意を求めることについて	原案同意	★
議案第6号	笠間市監査委員の選任に同意を求めることについて	原案同意	★
議案第7号	笠間市職員の給与に関する条例及び笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第8号	笠間市職員の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第9号	笠間市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第10号	笠間市の特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第11号	笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第12号	笠間市行政手続条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第13号	笠間市放課後児童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第14号	笠間市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第15号	笠間市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第16号	笠間市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第17号	笠間市地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第18号	笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第19号	笠間市立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第20号	笠間市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例について	原案可決	
議案第21号	笠間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例について	原案可決	
議案第22号	笠間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について	原案可決	
議案第23号	新市建設計画（第一回変更）について	原案可決	
議案第24号	公の施設の広域利用に関する協議について	原案可決	
議案第25号	工事請負契約の締結について（浄化センターともべ電気設備改修工事）	原案可決	
議案第26号	平成26年度笠間市一般会計補正予算（第6号）	原案可決	※
議案第27号	平成26年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決	※

★は3/3議決、※は3/5議決、その他は3/20議決

第1回定例会 提出議案等の審議結果（その2）

議案番号等	議案名等	審議結果
議案第28号	平成26年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	原案可決 ※
議案第29号	平成26年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決 ※
議案第30号	平成26年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決 ※
議案第31号	平成26年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決 ※
議案第32号	平成26年度笠間市立病院事業会計補正予算（第3号）	原案可決 ※
議案第33号	平成26年度笠間市水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第34号	平成27年度笠間市一般会計予算	原案可決
議案第35号	平成27年度笠間市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第36号	平成27年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第37号	平成27年度笠間市介護保険特別会計予算	原案可決
議案第38号	平成27年度笠間市介護サービス事業特別会計予算	原案可決
議案第39号	平成27年度笠間市公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第40号	平成27年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議案第41号	平成27年度笠間市岩間駅東土地区画整理事業特別会計予算	原案可決
議案第42号	平成27年度笠間市立病院事業会計予算	原案可決
議案第43号	平成27年度笠間市水道事業会計予算	原案可決
議案第44号	平成27年度笠間市工業用水道事業会計予算	原案可決
委員会提出議案第3号	手話言語法制定を求める意見書	原案可決
委員会提出議案第4号	高速道路通行料金値下げに関する意見書	原案可決

★は3/3議決、※は3/5議決、その他は3/20議決

意見書

今期定例会において、下記の意見書を可決し、関係機関に送付しました。

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使う者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって笠間市議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

1. 手話を音声日本語（Japanese）と同様、国語（National language）と同じ位置で教育を行うこと。
 2. 聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使えよう、ろう学校及び一般校における環境整備を行うこと。
 3. 手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を行うこと。
 4. 以上を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月30日

茨城県笠間市議会議長 藤 枝 浩

【意見書提出先】

内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長

高速道路通行料金値下げに関する意見書

安倍政権下、政府が進める経済対策が効果を表し、企業収益の拡大が各業界に広がり、賃金上昇や雇用拡大に徐々に結び付き、消費の拡大が期待されつつある。

しかし、都市部と地方との格差はあらゆる面でまだまだ埋まらず、平成27年になり国も地域の実情に配慮した施策として地方創生の「地方への好循環拡大に向けた緊急対策」として地域の実情に配慮した施策を実施することとなった。この流れを活性化させる基本インフラとなるのが、都市部と地方を結ぶ高速道路の存在である。人や物を迅速かつ大量に移動可能な、いわば経済の血管ともいえる高速道路は、地域経済にとって重要な役割を担っている。その通行料金をさらに割引・値下げすることによって都市と地方の人や物の流れが促進され、地域経済の活性化と再生につながるものと考えます。

また、笠間市においても常磐自動車道と北関東自動車道の2本の高速道路が市内を通り、高速道路料金の値下げにより観光や産業の両面において更なる交流の促進と消費の拡大が図られ、地域経済への効果が大きい期待できるものである。

これらのことから政府におかれては、地域経済の活性化と再生に繋がる高速道路料金の値下げ及び各種割引の拡充を強く要望するものである。

以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月30日

茨城県笠間市議会議長 藤 枝 浩

【意見書提出先】

内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣 国土交通大臣